

令和2年4月30日

お客様 各位

一般財団法人日本健康増進財団
代表理事 三木 一正

健康診断業務 休止期間延長とお問合せ対応のご案内（第2報）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当法人の健康診断業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当法人では、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る政府見解並びに厚生労働省、関係学会の通達に準拠した対策を講じ、受診者様と職員の安全確保に努めております。

今般、政府による「緊急事態宣言」の発令及び厚生労働省や関連学会の通知に従い、受診者様の安全を第一に考え、5月7日（木）まで健康診断業務を休止することをご案内しておりましたが、状況として期間延長を検討していることから、現段階で5月9日（土）まで休止延長とさせていただきます。正式に緊急事態宣言の延長期間が確定次第、あらためて対応についてご案内をさせていただきます。

皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、昨今の情勢を鑑み、ご協力とご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、休止期間中は、基本的に財団業務を休業とし、お客様のお問合せにつきましては下記の通りとさせていただきますので、引き続き、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 健康診断業務休止期間

2020年4月9日（木）～ 2020年5月9日（土）

2. 健診業務休止期間のお問合せ対応について

受付時間 9:30～ 12:00 [月～金] 土・日・祝日除く

連絡先 ナビダイヤル 0570-550302

○施設内健診・人間ドック受付について

- ・キャンセル対応
- ・新規予約、日程変更は業務開始日(5/11)以降に順次対応いたします。

○巡回健診

- ・お問合せ内容により業務開始日(5/11)以降の回答になる場合もございます。

○報告書関係

- ・業務休止前にご受診した方の報告書類は、通常どおり発行いたします。
- ・再発行の対応も可能です(発送まで数日要しますので、ご了承ください)

○郵送健診業務

- ・時短勤務(9:30～12:00)にて対応いたします。

**緊急事態宣言の期間延長が確定後、あらためて対応についてご案内させていただきます。
何卒、よろしくお願い申し上げます。**